

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

総務省自治行政局公務員部福利課

1. 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年自治省令第 1 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）拘禁刑の創設に伴う規定の整備

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）により、「懲役」及び「禁錮」に代えて「拘禁刑」が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

（2）年金請求書の記載事項の簡素化

年金の受給権者が年金の請求を行う際に組合に提出する請求書の記載事項について、受給権者の手続負担軽減のため、社会保険オンラインシステム等で確認が可能な事項を削除する。

（3）退職の届出に係る提出期限の明確化

組合員が退職した場合に提出する届出について、その提出期限を退職の日から 5 日以内とする規定の明確化を行う。

（4）その他

所要の規定の整備を行う。

3. 公布日等

公布日：令和 7 年 5 月 30 日

施行日：令和 7 年 6 月 1 日